

〔11番 籠山恵美子 登壇〕

○11番（籠山恵美子）

お許しをいただきましたので、早速質問に入りたいと思います。

今の私たちの市民生活というのは、2020年からのコロナ禍以降、ロシアのウクライナ侵攻の影響、円高などで大変厳しくなっています。消費者物価の4.2%の上昇は41年4か月ぶりの異常な伸びだそうで、食料品とエネルギーの値上がりが物価全体を押し上げています。このインフレは、いまだとどまる気配がありません。先日あたりから、私の周りの主婦たちは会うと開口一番、「電気代どう。」とか「すごいね、高いね。」と驚きの声を連発しています。飛騨も少しずつ寒さが緩んできているとはいえ暖房なしではいられず、新年度を迎える物入りな時期だけに多くの市民の方々が物価高騰に音を上げています。こういう不景気が暮らしを圧迫し続けているときだからこそ福祉の増進が急務であると私は考えます。

そこで、まず1つ目に市当局には福祉支援策の対象条件を広げていただくよう求めます。新年度予算にも市の福祉施策は様々ありますけれども、やはり対象条件が住民税非課税、こういうのが基本系になっていないでしょうか。その狭い条件では救われない市民が減らないどころか増えてしまいます。困窮しているのは、この非課税の階層だけではなく、もっと太いボーダーラインの方々が同じように苦しんでいます。ぜひ対象条件を緩和して多くの市民生活を支えていただきたい。市の考えを伺います。

次に湯ったりフリーパスの継続を求めます。物価高騰対策の1つで大変好評なのが、湯ったりフリーパスの無料入浴券です。昨年秋から物価や光熱費が高騰していますので、無料入浴券はともありがたいと利用者の方々が言われます。

しかし、これもこの3月末で終了となってしまいます。入浴施設ににぎわいが戻ってくる事業ですし、もちろん高齢者の家計に優しい福祉サービスですから、今後ともぜひ継続していただきたいと思います。いかがでしょうか。市の考えを伺います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

私からは湯ったりフリーパスの継続についてお答えを申し上げます。物価高騰対策ということで実施しているわけでございますけれども、予想をはるかに上回る好評な事業になっておりまして、3月の補正予算で助成金1,500万円を追加計上することになっているわけでありまして。

当初は、各温浴施設の令和3年度実績をベースに予算を見込んでいましたが、湯ったりフリーパス券の効果で、各温浴施設の利用者の状況は令和4年11月～2月までの4か月間で前年比1.47倍と1.5倍に近い数字となっております。その内で湯ったりフリーパス券を使われている方が約51%、半分ほどが湯ったりフリーパスを利用されているという状況になっています。

助成金ベースでは、2月末現在で1,650万円ということですので、月平均にすると330万円ということになります。そうすると年間を通して実施すると、今の利用率で約4,000万円の助成額、予算を要するということになるわけです。もっと好評になって利用される方が増えればこの金額はもっと上がるということになります。

もともとこの事業の趣旨を振り返ってみたいわけではありますが、寒い冬季を迎えるにあたって冬の時期ですので、その中で燃料が高騰している。公共のお風呂を利用いただければ年金生活者の方が多い高齢者世帯の燃料代、水道代を節減していただける、その分家計が助かるということで取組を導入したわけでありませう。

財源としては令和4年度限りの緊急対策ということで地方創生臨時交付金を活用して実施をしているということですが、国の交付金ですけれども、新年度の方針が示されておりませう。今段階でこれを次年度に継続しようということになりますと、財源は市の真水の一般財源を持ち出さざるを得ないということになりますので、正直に申し上げまして軽々に継続するということには言えない状況にあります。

また、継続を判断するにしても、今後の原油価格・物価高騰がどうなるのかということもございませうし、高齢者の方々の生活状況がどうなのかということもございませう。また、温浴施設の利用状況、先ほど利用されている方は増えて全体の半分位が湯ったりフリーパスの方だと申し上げましたが、高齢者の対象者の全員でいきますと、湯ったりフリーパスを使われている方は32.6%で3分の1なんです。そうすると、これをどう評価するのかということもございませう。

そして、何よりもこの取組が、家計の光熱水費負担の軽減にどの程度役立ったのかということも調査しないといけないうことございませうし、温浴の健康増進で役立ったという声もございませうので、そうしたことをどう評価するのかということもございませう。こうした多面的な検討をした上で、政策的な効果があるということであれば、また実施するということになりますし、そこが中々難しいということになれば慎重にならざるを得ないということございませうので、現在の状況をよく見極めて判断してまいりたいというふうに考えてございませう。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（澤史朗）

続いて答弁を求めませう。

〔市民福祉部長 藤井弘史 登壇〕

□市民福祉部長（藤井弘史）

私からは、1点目の福祉支援策の対象条件の緩和についてお答えをいたしませう。議員ご指摘のとおり、今般のコロナ禍や物価高の低所得者層への生活支援策の中でも、国でも市でも住民税非課税を基本とする支援策が多くございませう。生活に困窮されている方の状況は、収入・所得といった要因のみならず、その方々の生活状況に応じて様々であり、住民税非課税という一律基準による家計支援では、実状としてお困りの方に手が届かない場合もあり、不公平感があることも承知してございませう。この点につきましては、市としての支援策を考えていくにあたり、支援対象者やその給付方法、事務体制など様々な視点から、別の基準を設けることができないか、これまでに幾度も議論してございませう。

そこでは、効果ある給付時期を見定め、それに間に合わせられるような事務の実施体制など具体的に検討してまいりましたが、迅速かつ簡易な給付ということと、個別の事情に対する丁寧な対応を両立できる実施方法がうまく見出せておらず、住民税非課税世帯での線引きとなっているのが実態です。

昨年度以降、国で実施された住民税非課税世帯への10万円や5万円給付の際は、課税世帯でも

家計急変世帯は、簡易な判定基準で支給できるようになっていましたが、本市でもその実績は20世帯に満たない状況でした。ただ、簡易な基準であっても一般的には分かりづらく申請に出向かれる方も少なかったのが実情ですし、これが非常に多くなりますと今度は市町村の事務体制が追いつかなくなることが見込まれます。一律的な給付施策における給付対象者の範囲拡大については、実施方法を見出すために、さらに掘り下げて研究する必要があります。

市では、これまでも課税・非課税に捉われず家計急変や生活困窮等、個別に相談を受け、就労機会の減少や借入金返済による生活苦などの様々な要因に応じ、ほか自治体にはない多様な施策を実施してきており、引き続き精一杯お困りごとに対応していきたいと考えています。

〔市民福祉部長 藤井弘史 着席〕

○11番（籠山恵美子）

まず、湯ったりフリーパスですけれども、対象者の32.6%が利用されているということは、随分利用率が高いのではないかなと私は思っているんですけれども、財源ということになると、真水をどうやって工面するか、どう確保するのかということだろうと思います。でも、飛騨市はまだ余裕があるのではないかなと私は思っているんですけれども、何とか一応分析していただいて継続していただけると大変皆さんは喜ばれるのではないかと思います。

そして、今の対象条件ですけれども、やっぱり本当に求めている方たちが利用しているかという捕捉率ですよ。これがやはり低い。全体に低いですよ。飛騨市だけの問題ではないのかもしれないかもしれませんが、せっかくこういう制度があるのに、なぜこんなに利用者が少ないのだろうといつも思っています。ですから、これをどうするかなんですけれども、いろいろご苦労されているようですけれども、例えば、小学校の就学援助制度というのは、基本的には生活保護を受けている方々は単純に給食費なんかそういうものがちゃんと免除されますよね。準用保護と言われる、それに近い低所得の方々の子供たちというのをどう拾うかと、学校でどういうふう to それを把握して、少しでも就学援助に届くようにやろうかというときに基準があるんですよ。生活保護基準の1.3倍～1.5倍。これは自治体によって違うんですけれども、飛騨市の場合だと1.3倍ぐらいだと前に聞きましたが、そういう物差しをある程度持っていて、だから生活保護を受けていないけれども困窮しているなという子供たちを学校で見つけたら校長先生は最終的にですけれども、その子に就学援助制度を利用してもらう。こういうことができるようになって、その目安、物差しがそういう基準なんですよ。そういうことが市民福祉の分野ではできないものでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

今ほど申し上げましたように幾度となくこれまで議論をしてきたんです。住民税非課税世帯という枠ではなくてというところで。でも、やっぱりうまくいくような平等性を保てるような仕組みがなかなかできてこなくて、国も結局はいまだに住民税非課税世帯という枠を使っています。

それで、ただし今、議員さんおっしゃったような方々がいらっしゃることは十分承知しています。そのために新年度、地域生活安心支援センターも少し拡充をいたしまして、アウトリーチで出かけて行って、ご訪問していくですとか、あるいは地域包括ケア課のほうでは高齢者の見守り相談員がいるのですが、ここをもう少し古川町と神岡町で手厚くなる配置をできるような見込み

で4月からなっていますので、そういった聞き取りそういったところの捕捉ができていけばいいなということを思っています。

○11番（籠山恵美子）

飛騨市の場合は、例えば、その対象条件のときに住民税非課税という年収百数万円ぐらいですよ。対象になれるのは本当に低い方々ですよ。ですから、市民の生活はとてもそんなものではないと。ですからその底上げ、引き上げというのをどういうふうにある程度の、きちんと個別にいろいろと事情はあると思いますし、それをきちんと配慮してくださるのはとても大事なことです。やはりこういうことを放置しておく、いつになってもせつかくそういう制度をつくっても、それを利用される方が少なく、救われる方も少なく、結局、捕捉率はいつまでも低いという状態なものですから。そこが何とか改善できないのかなと思いますけれども、住民税非課税の一点何倍とかというふうな物差しをつくることはできないんですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

今も藤井部長が答弁したんですが、要は基準ではなくて捕捉の問題なんです。1.5倍でも1.3倍でもいいんですが、1.3倍の人はどこにいるのかを見つければいいんですが、税務情報を引かないといけないんですけど、税務情報は勝手に使えないので、もちろん使うんですけども、それを使うんですが、一旦本人に返して了解をもらうみたいな手続きが必要なんです。そこが難しいんです。

それともう1つは、1.3倍なのか、1.4倍なのか、1.5倍なのか、仮にそうしたとしても、そこで線を引けば、またその線が適当かという問題もどうしても起きてくる。しかも捕捉するのにすごい時間がかかるので、結局、特に新型コロナウイルス感染症の間そうなんですけども、今決めてすぐ動きたいというところで3か月も4か月もかかってしまって効果が出ないということになって、そこが本当に苦労してきたところなんです。

それで、マイナンバーみたいなものが普及して税務情報と結びつけられて、しかも口座番号の口座情報もあって、そこでバツと一発でデータで弾き出せる仕組みができれば、恐らくこれは劇的に変わると思うのですが、そこも例の10万円の給付金のときも国でもそういう議論が随分ありましたが、やはりこれは本当に苦労しているというのが我々の率直なところで、いい方法があったら教えてもらいたいというのが正直なところなんです。それくらい苦労しながらやってきているということで、これからもまた考えていきたいと思いますが、ちょっとそういう事情にあるということはぜひご理解いただきたいというふうに思います。

○11番（籠山恵美子）

これからぜひ研究していただきたいですし、現場の方、職員の方にお聞きしましたら、「ふらっと」という相談機関というのがありますよね。とにかく困ったらまず相談してくださいということでしたが、そういうものをうまく活用して、遠慮なく困ったら広報を見て、この制度を私も使えるかなと気づいてもらうことはとても大事ですよ。そしたら、まず駆け込むところがそのふらっとということになるのかなと思います。ちょっとそのふらっとの役割というものを、私も誤解すると困るので、説明していただいて、それが活用できるかどうか。ご回答願えますか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

地域生活安心支援センター「ふらっと」というものを令和3年度から、令和4年度に本格的に動き出した感じでございますが、ここはあくまでも第一の相談窓口ということでハートピアでございます。課としては総合福祉課の中に、課内室のような形で設置しています。ここにワンストップで何かありましたらご相談いただければ、福祉部門、ハートピアにそろっておりますので、そこからまたいろいろなことをおつなぎしていくような形になってこようかと思っております。

例えば、高齢者の方のご相談でしたら、横に地域包括支援センターございますので、すぐにおつなぎしたりですとか、母子保健のことがございましたら、向いに市民保健課がございますのでそちらにおつなぎしたりですとか、そこには今は正職員が3名、専門職が何人かいます。アウトリーチとして、例えば作業療法士の方も委託をお願いして常時ではございませんがいらっしゃいますので、いろいろなご相談には乗れると思いますし、保健士、それから保育士、精神保健福祉士といういろいろな専門職の方がいらっしゃいますので、まずはそこへ相談に来ていただくことが第一かなと思っております。

2か月に1回くらいのペースではないかなと思っておりますが、回覧で何かあったらこちらへお越しくださいという形で町内回覧という形でチラシも入れておりますので、今後もさらに啓発には努めていきたいと思っております。

○11番（籠山恵美子）

ぜひ、こういうところもあるのだということは、同報無線などでも大いに音のアピールもしていただいて、よろしくお願ひしたいと思っております。

せっかくある制度ですから、そこにたどり着けずにいる方が結構いるのではないかなと思うと本当に残念でならないので、よろしくお願ひしたいと思っております。

次に移ります。次は学校給食の無償化を今こそ決断していただきたいと、粘り強くちょっと質問したいと思います。2020年の3月、そして2022年の6月議会で私は学校給食の無償化を質問しております。市長の答弁は全ての世帯に一律補助は慎重な判断が要するという答弁でありましたし、また、6月には政策的に粗い取組であり考えていないというものでした。

ですけれども、あれから短期間で子供たちを取り巻く全国の状況は大きく変わってきました。なので、私はやはりこうやって議論するということは、私はあくまでも合意形成のために議論をしているつもりですので、合意ができるまでは粘り強くやり合いたいなと思っておりますので、そういうことですのでよろしくお願ひします。

2020年に小学校、中学校とも給食無償化を実施したのは、当時は82自治体でしたけれども、その後、この2年間で254自治体に広がっています。今、少子化と子育てで最も求められているのが、教育費の負担軽減です。ですので、学校給食費の無償化が、このように一気に進んでいるんです。これは大事な子育て支援だと思います。高山市、下呂市ともに軽減措置ではありますけれども、既に前進しています。市長にぜひ訴えたいんですが、子供たちは自分では、自らお金は稼げません。ですから一律給付はいかかなものかとよく言われることなんですけれども、ほかの自治体も学校給食の無償化を渋っている自治体ではよく言われることなんですけれども、どの家庭の子に

も対等・平等に無償化を一律給付するというのは、本来当たり前だと私は考えます。それが社会で子育てするということですし、今、岸田政権も一生懸命、国が子供を育てるんだと言って、所得制限なんかもとっぴらって頑張ろうとしています。そういう時代になっているということなんだと思うんですね。SDGsの誰1人取り残さない、この精神、これが給食費の無償化にもとても大事だと思います。学校給食の無償化をぜひ早期に実施していただいて、市民の子育てを応援していただきたいと考えています。まず、市長のそれからどうお考えが変わったのか、変わらないのか、今の時点での市長の考えを伺いたいと思います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

学校給食の無償化についてのお話でございます。改めてお答えいたします。結論から申し上げますと、ご期待に沿えないんですが、私は学校給食の無償化を行う考えはございません。

全国や県内でも子育て支援の一環として給食費の完全無償化を始める自治体があるということは当然承知しておりますし、物価高騰対策のための地方創生臨時交付金を活用して期間限定で無償化を行うという自治体もございます。これは岐阜県の中にもあるわけです。こうした政策や取組は、それぞれの自治体の判断ですし、これを否定するつもりは当然ないわけではありますが、私自身の率直な思いとして、この学校給食を無償化するという政策的な思考プロセス、これがどうしても理解できないんです。議員ご指摘のように、教育費の負担軽減が重要だということは十二分に理解するんです。しかし、それは給食費の無償化で対応することなのかというところが、どうしても私には理解ができません。

そもそも市民は、どこの、教育費と一言と言っても教育費とはあらゆるものがあるわけでありまして教育費のどこに負担を感じているのか、まずその議論が抜け落ちますよね。

それから、その中で本当に真に支援しなければならない人は誰なのか、ここの議論もはっきり議論されていないわけです。手段として先ほども申し上げたように給食費の無償化だけが手段なのか、ほかにそれに代わる手段はないのかという議論もきちんと行われたい。ほかにないとして、ほかにない手段がないんだと、給食費しかないんだとして、これを継続して実施していただくだけの財政負担に耐えられる状況にあるのかどうか、そういった議論もあります。

それで、私たち市役所では、今回の令和5年度の当初予算もそうですが、こうした議論を延々と市役所の中でやっているわけです。当初予算だけでも80時間、私のところで議論しているんです。その中身はこういうことなんですね。ほかの方法はないのか。そもそも誰が困っているのか、その人達はどこにいるのか、こういうことを議論している。議会の場でも本来議論しなければいけないのは、そういうことだというふうに私は思います。それが精緻な政策論ということですし、そこが結論だけポンと出てくるところが粗いのではないかと申し上げているということでもあります。

それで、その肝心の政策論の根幹の部分というのをまずしっかり議論した上で、この話は議論すべきではないかというふうに思います。

その点でいくつか申し上げますと、教育費の費用の負担感というのはどこに感じているんだら

うというこの議論です。インターネットでも様々な調査が入手できます。飛騨市に特化したものはありませんけれども、おおむね全国同じだろうというふうに考えられます。

例えば、労働者福祉中央協議会というところが2019年に発表している調査がございます。これはネットで簡単に拾えます。教育費にかなり負担感があると答えた人は、上のお子さんが中学生までの場合は16.4%なんです。公立高校になりますと、これが32.0%になります。短大・専門学校等にいくと50.9%、約半分になります。国公立大学になると54.6%になります。私立大学になると68.6%、約7割ということで圧倒的に大学・専門学校以上のところで負担を感じていることが分かります。

平成25年の内閣府の調査、これも調べますと大学・短大・専門学校の子供を持つ親の方で負担感が大きいと答えられているのが55.6%いらっしゃいます。しかし小中高までは38.0%なんです。恐らくこれも小中高分解しますと、小学校、中学校の負担感はもっと低くなるんだというふうにみられます。こうした数字を見ただけでも、一律に全ての給食費を無償化するというのは、教育費の負担軽減のうちどこをやるんだ、どこが負担感を感じているんだというところの議論の精緻さに欠けるのではないかと。加えて、家庭の経済状況も千差万別です。極めて厳しい状況にある家庭ももちろんありますが、裕福で十二分な収入のあるという家もあるわけです。そうしたことを考慮すると、なおさらということになるわけです。

私どもはこうした考え方に基きまして、教育費の負担軽減は当然市としてやらなければならない。その際に、支援すべき対象者を見定めるということに注力をしてきたわけですし、だからこそ、先ほどのお話のようにどこで線を引くか、捕捉をどうするかについて再三悩みながらやってきたということなんです。

例えば、先ほど井端議員への答弁でも少し申し上げましたが、入学準備品購入支援助成がございます。より教育費負担が大きいのは高校生だろうということで、18歳までの医療費無料化をまずやって、そして、その上で入学準備品購入助成について上限額を今年度から1万円引き上げて、3万円から4万円にしたということなんです。

さらに、中学校ではどうかと考えると、これは費用のかかるスポーツの部活、ここが大変だという、そういったお声が多いというふうに認識しておりまして、飛騨市スポーツ活動充実交付金、ふるさと納税を使ったものですが、1人あたり7,000円を今年度から給付していますが、これがまさしくそういう考えです。

それから文化部の部活では、吹奏楽部の楽器が大変だということをずいぶん聞きました。これについては、学校所有という形で、学校で楽器を持つという形で保護者の方の負担を軽減するなど行ってきましたし、奨学金で言いますと、ひとり親世帯とか低所得世帯の方には、一定の所得基準で貸付年度ごとに償還を免除する制度も拡充してきたわけでございます。

給食費についても実費ではありますけれども、今年度に引き続き令和5年度も物価高騰分は公費によって支援すると、給食費を値上げしないで安全安心な給食を提供するという方針は継続するというので、予算を上程したわけでありまして。また市内事業者の方のお菓子やデザートなどを提供する「ありがとう給食」や、それから地場産の食材を給食に使用する「ふるさと学校給食」も今後も続けていきたいと考えているところでございます。

それで、中央大学に宮本太郎という教授がいらっしゃいまして、新聞にあるときにこういうこ

とを書いておられまして、メモを取っております。どうおっしゃっているかと言いますと「人々から集めた税を社会に必要な形に変換して返すのが政治の技だ。」とこういうふうにおっしゃっています。「その過程の中で、社会で解決できない困難を打開する政策や制度が生まれる。」このようなことをおっしゃってまして、全く私、同感です。お金をそのまま給付するのではなくて、社会で必要なところを見定めて、その形を変えて制度にして出すところで本当の真に必要な制度とか政策が生まれてくる。宮本先生のお考え、本当にこのとおりだと思ひまして、このような形で一律の給付、減免ということではなくて、精緻な議論を重ねた上で政策を打ち出していきたいと考えているところでございます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

○11番（籠山恵美子）

市長のおっしゃることは、ある面ではよく理解できます。今日の午前中、井端議員の質問にもあったように本当に年齢が上がるたびに教育費の負担感が大きいというのもそのとおりだと思います。

ここで、私はまた違う角度から市長に伺いたいと思うんです。なぜ市長に聞くかと言うと市長は設置者だからですよね。教育長に聞くと教育の中身に入っていってしまいそうなので、ちょっとまずいと思いますので。

給食費の無償化を求める根拠というのは、まず子育て支援、あるいはそういう子育ての負担軽減、それはもちろんありますけれども、義務教育は無償とするという憲法第26条なんですね。これは権利なんです。教科書は無償です。ですから教科書と同じように教育の一環である給食を無償にするというのは、政治の責任だと思うんです。こういうことを言うと、「でも学校給食法の11条というのがあって、これは給食費は保護者の負担だと書いてある。」と、こういう声が必要はね返ってきます。

ですけれども、それは次に置いておいて、まず、市長に伺いますが、義務教育は無償であると。このことについては異論はありませんね。

◎議長（澤史朗）

よろしいですか。

○11番（籠山恵美子）

いちいち立ったり、座ったりするのもあれですから続けます。

そういうことで言いますと、給食費は保護者の負担という法律がある。この法律ができたのは1951年～1954年ぐらいの話なんですね。当時の食育事情、食糧事情というのはまた当時のものがあったと思います。ですから、給食費の負担は保護者をお願いするという法律になったんだと思います。ですけれども、当時の国会でのやりとりの中でも、その当時の政府でさえ義務教育の無償をできるだけ広範囲に実現するために、学用品、学校給食費などの無償も考えているという答弁が残っているんですね。この議事録、そしてこの見解は今も変わっていないんですよ。歴代の政府でこれを手直しされたということありませんから変わっていません。ですから、今、学校給食費無償化のことも国でも議論になっていますけど、岸田総理も山岡文科大臣もともに自治体が全額補助することを妨げるものではないと言っているんですね。国会で答弁しています。

でも、私はこれは本来憲法に書かれているんですから、国がやるべきだと思っているんですよ。

ですけれども、国は地方自治体の設置者である市長などがやるのであれば妨げませんよと、責任を転嫁させていると思っっているんです。ですけれども、その国の責任を求めながらも、でも、市長が市長の裁量のできるのであれば、完全無償化。そのために言ってみれば無償化というジグソーパズルに1つボコッと穴が空いています。パズルがありません。これは今日、学校給食の無償化の穴です。これを今パコンと埋めて全国どこでも給食費無償化になったら完全義務教育の無償化になるんですよ。そのあたりはどんなふうにお考えですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

義務教育の上で、義務教育は当然無償でありますし、その意味で学校給食の給食費も当然無償化の中に含めるべきではないかという憲法上の議論があるのは私も承知しておりますし、ただ、その上で学校給食法があって、給食費を取るということも前提としているということも当然承知をしているわけでございます。

ただ、憲法論として義務教育の無償ということで給食費を無償にするということであれば、これはやっぱり先ほどおっしゃったように国において国一律にやるべきことだというふうに思います。憲法14条が法の下での平等を定めているわけですが、ある首長が判断した自治体は憲法上の無償化になり、ある判断しない自治体は有償であるということでは、これは法の下での平等に反する。ここは、やはりしっかり国において議論すべき問題ではないかと。それを地方自治体が解決するということではないのではないか。これは憲法論、つまり義務教育は無償であるということからスタートするのであれば私はそういう結論になるというふうに思います。

また、先ほど義務教育の話をご紹介いただきましたけども、岸田総理等のそういった発言は私は承知していませんでしたが、これはやっぱり、本当にいわば無責任な話でありまして、自治体が勝手にやる分は知らんよというようなことではないと思うんですね。やはり今回も去年も地方創生臨時交付金を給食費の無償化に充てていいというようなことが、実は書かれたものですから、市長会なんかでも集まると、さあどうするんだみたいな話を、我々顔を突き合わせてよく話をしました。でも、そのときにもやれと言うのなら、きちんと一律にやって財源を保障すべきだし、使えるよと言って判断を任せて何となく世論ができてきて地方が負担せざるを得ないというところに追い込んでいくというような、いわばこうかつなやり方ではないかというふうに私は感じましたので、こうしたことについては方針を示すなら示すでしっかりやっていただくべきだということは、今後も必要に応じて国には言っていきたいというふうに思います。

○11番（籠山恵美子）

本当に国の立場、態度としては本当にそのとおりです。では、国がやるというまで10年、20年義務教育の完全無償化というのは実現しないのでしょうかということなんですけれども、その間、地方自治体でやれることはないかなと私は考えたんですね。

それで、今回の市長は説明資料、所信表明、この中でとてもすばらしい決意を述べているんですよ。例えば15ページ、持続可能な産業づくりのところ、市長は、例えば人材確保のことでこう書いてあるんです。「国や県の支援が行き届かない部分を市が一定の基準までカバーするという考えで、制度の拡充を図りました。」ということ。持続可能な産業の基盤づくりについてこう

いう決意を述べているんですね。

それからもう1つあるんですよ。もっとあるかもしれません。17ページでは物価高対策のところで、やはり市長がこう述べています。「仮に政府の対策がなくとも、必要に応じて市独自に迅速な対策を講じることができるよう予備費に1億円を確保し、これを財源に機動的に対処していく方針とします。」。これは原油価格物価高騰対策についての農畜産業への支援のことについて書いてあります。とてもこれは大事なことで、国がやらなくてもまず市で独自に地方自治体でこうやって頑張っている。兵庫県の明石市の市長もこんなことをおっしゃっていましたがけれども、こういう覚悟というか、こういう決意は本当に市民にとっては嬉しいことです。頼もしいです。こういう姿勢で学校給食費の無償化には望めないのでしょうか。これはどうしても駄目ですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

今るご紹介いただいたような考え方なんです。私は実際にそうなんです。そう考えているんです。そう考えているんですが、これと給食費の話が違うのは、目的を同じ、つまり政府、国がやろうとしていることと市が今やろうとしていることの目的が一緒で、その手段として足りないところはどんどん市で補っていくということなんです。

ただ、先ほど申し上げたように給食費の無償化の政策プロセスで理解できないのは、なぜ給食費なんだというところなんです。なぜ給食費なのか。教育費の負担軽減をしなければいけないのだったら、ほかにもいっぱいやり方があるだろうと。なぜ給食費なのかというところが、私は理解ができません。義務教育論から入ってくれば、先ほどのようにそれは国がユニバーサルサービスとしてやるべきだというふうに思います。教育論の話から入ってきたら、それではほかの方法はあるのか。そこの代替手段をいろいろな手段を議論するのが政策議論の場であり、議会だと思えます。そこが違うんです。繰り返しですけど、国と同じ目的、同じ問題意識を持っていて政策手段が足りないところがあれば補います。でも、今は給食費の議論というのは、違う政策があるかどうかの議論をもうちょっとここですべきではないか。ほかの方法があるのではないか。ここです。ここの議論をしなければいけないと思っているので、先ほどの所信表明は全く私の考えなんです。今のこの議論と直接はリンクしてこないということになるわけです。

○11番（籠山恵美子）

市長は先ほど、やはり一律給付ということについても触れられて、やはり本当に困っている人を助けてやりたいんだという思いは大変強いようです。それは当然大事なことなんですけれども、もし、国や県が給食費無償にしますと言ったら、飛騨市は受けてくださいますよね。ちょっとそれは違うのではないのと押し返したりしませんよね。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

もちろん単純に押し返したりはしませんが、必ず財源はあるんでしょうねと。財源を保障してくれるんでしょうねということは申し上げます。

実はほかにもいっぱい例があって、最近国が決めていいことだからやろうと。知らない間に市

町村の負担は全体の6分の1ですとか、4分の1ですとか、ここ数か月の間でもあるんです。その都度、全国市長会で目を光らせていて国に申し入れしているんです。ここ本当に数か月の中でもありました。私も今、役をやっているものですから、そういうことがありました。

ですので、国、あるいは県が学校給食を無償化にしようと言ったときは、当然、財源は保障してくれるんでしょうねと。保障していただければ当然やります。自分たちで持てばということ、それはおかしいのではないかとということをするということになると思います。

○11番（籠山恵美子）

財源論をいつもこういうことをやろうと思うと出てくる話なので、私も私なりに必死で予算書、決算書を見たんです。それで、もし財源が財源論で厳しいんだということを市長がおっしゃいましたらちょっと言ってやろうと思って用意したんですけど、例えば、市の給食費の無償化に必要なのは前にも市長がおっしゃっていました。同じです。約9,000万円です。これは飛騨市の一般会計182億円、新年度ですけれど、これのわずか0.5%なんです。

そして飛騨市は一方で市の実質収支、決算剰余金ですけれども、これをずっと見てみましたら、ここ10年、毎年11億円、あるいは十二、三億円の大幅黒字であります。そして、その半分を財政調整基金に積みましても半分残るわけですから、給食費の9,000万円は剰余金で補えると、前にちょっと議論しました財政調整基金の話があつてなりましたが、財政調整基金を取り崩さなくても剰余金で毎年、学校給食費を賄えますよという、こういうことができるのではないかと私は思ったんです。ですから、国もいよいよ子育て対策には先ほど言ったように所得制限を撤廃しておりますし、飛騨市も誰1人残さず給食費を無償にして、ぜひ子育て支援を充実させて欲しいと願うばかりですので、またどこかで続きをやりたいと思います。

次に移ります。水道事業の抜本的な見直しについて伺います。地方公営企業、いわゆる企業会計ですね。これは経済性の発揮と公共の福祉の増進を経営の基本原則とするものです。果たして飛騨市の水道事業はそのようになっているのでしょうか。

昨年について、今議会に再度、水道事業経営戦略の見直し案というのが提案されております。要は物価高騰などの影響で水道事業経営が厳しいため、今後、5年間の見込みの試算、水道料金の引き上げ、財源・投資額の見直しという内容でありました。

そもそも社会情勢の影響がどうあれ、経営の主な原資を受益者負担という市民からの水道料金に頼るばかりでは八方塞がりではないでしょうか。公営企業会計を市独自の柔軟なやり方で抜本的に見直しはいかがでしょうか。同じ公営企業会計である市民病院の会計状況と比較検討してみますと、水道事業はなぜ独立採算、受益者負担の原則、こういうものにかたくなに縛られているのか、私は甚だ疑問であります。と言って市民病院を批判するものではありません。市民病院に必要なものをちゃんと飛騨市は手当をしているわけですから、片や水道事業はちょっとどうしてだろうという感じです。いじめられているのではないかと思います。市民にとって公共料金の値上がりは、まさに残酷な仕打ちなんです。市民の方が「なぜわたしが納めた税金で上手にやってくれないのか。」「そんなに市は金がないのか。」と憤るのも無理のないことではありませんか。公共公営企業会計には、繰出金の仕組みなどがあるのですから地方分権を生かして、市独自策を練りながら市民のための抜本の見直しをしていただきたい。なるべく水道料金を上げないでいただきたい。こう思いますし、市当局の考えを伺います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

公営企業会計の水道事業に対する独自の繰り出しができないかという趣旨のお話でございます。とても良い議論ができていて嬉しいんですけども、結論から申し上げますと、この後あまりご期待に沿えるような答弁になりませんので、その上で申し上げていきたいと思っております。

水道事業の経営というのは、地方公営企業法に基づく独立採算が原則ということですから。「その経費は地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならない。」と、このように定められております。そのため水道事業は、税金によらず料金収入などによって運営されなければならないということは、これが原則のルールということでもあります。

一方で、税金で賄うべき費用、つまり一般会計から水道事業会計に繰り出しできる費用というのも地方公営企業法で定められているわけです。その文言がどうなっているかということで見ますと、「地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費」または「能率的な経営を行っても、なおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費」とこのように書いてあります。これを具体的に申し上げますと、消火栓の設置とか管理に要する費用、あるいは旧簡易水道施設建設に伴う起債の償還費用というようなものが該当するということになっているわけです。したがって一般会計から繰り出しできる費用というのは一応決まっているんだということです。

それで、今年度については、電気代の高騰により事業経費が増大しているということで、水道事業への支援が必要な場合には国の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金というのが活用できるということになっていたものですから、一般会計から1,270万円の繰り出しを行う補正予算を本議会に上程しているということです。ということは恐らく議員も十分分かっているということだと思います。その上で、なんとか地方分権でこのルールを乗り越えられないのかというのがご主旨かと思っております。確かに基準を超える繰り出しを行っても、罰則があるわけではないんですね。しかし、公営企業繰出制度というのは、公営企業法に定める経営に関する基本原則を堅持するという趣旨から無秩序な繰り出しを避けるという趣旨でもともと設けられているわけでありますので、私は守るべきルールであるというふうに考えています。

それで仮に将来、独自に一般会計からの繰り出しが必要となる、つまりこれを超えて市がやらなくてはいけない事態が来ることがあったとしても、極めてそれは慎重に判断しなければいけないんだと。このように考えております。

一方で、水道料金の引き上げの議論の際にも本当に悩みに悩みまして、飛騨市は年金生活高齢者の方が多い過疎自治体ですので、この値上げが暮らしを直撃するということがもう分かるわけですね。もう目の前に見えてくるわけです。なので、本当に悩みに悩んで水道料金を今、値上げの議論というのをしてきたわけでありますが、やはりそういうことを考えると将来的に一般会計からの繰り出しを制限しているというこの地方公営企業の経営の仕組み自体は改められていく必要があるというふうに考えます。

これはやはり人口減少と少子高齢化が進む中で、水道事業の経営状況の悪化というのは全国的

な課題です。自らの努力だけでは経営を維持することが困難な水道事業者が増加するということももう目に見えております。こうしたことがありますので、全国の水道を経営する自治体等で構成される公益社団法人日本水道協会という団体がありますけれども、毎年、国に対してこの地方公営企業繰出制度の拡充や起債に対する交付税措置、これを拡充してほしいということを強く毎年要望しております。

したがって、こういった要望に基づいて徐々に拡充はされているんですけども、こうして要望しておりますので、やはりさらなる制度の拡充を目指して引き続き同協会を通じて強く国に要望していきたいというふうに考えているところでございます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

○11番（籠山恵美子）

本当に水道事業というのは上水道で言えば、飛騨市の場合は、そんなに高いほうではないと思いますが、なんせ下水道とセットになっていますから。上水道と下水道の料金というのは結構な額になるんですよ。市民病院も、それから水道事業も同じ公営企業会計ですから法律は一緒です。公営企業法第17条に沿って経営されるわけですけども、私はこうやって同じ公営企業会計の市民病院と水道事業を見比べたときに、なぜ同じ公営企業、同じ法律の下でやられているのに、なぜこんなに市の繰出金が違うのだろうと疑問でなりません。もちろん市民病院は市民の命に関わる大事な病院ですから、それは決して維持しなければならないです。でも、水道も同じ市民にとってみれば大事なライフラインなんですよ。

そういったときに、例えば、今年度の新しい令和5年度の予算書を見比べてみましたら、市民病院への一般会計からの繰り出しというのは、すごく大きいんですよ。2億5,741万8,000円一般会計の繰入金、要するに一般会計から市民病院に繰り出しているということですね。しかも、その内容はハードな事業だけではありません。不採算医療に要する経費、これもその中に入っています。研究・研修費に要する経費、様々入っているんですよ、ソフト事業に。

ですが、片や水道事業は一般会計からの繰り入れは2,800万円なんですよ。ほぼ10分の1なんです。でも、水道事業にしても公営企業法第17条の、先ほども市長が説明されましたけれども、水道料金が高くなった場合に、高水準になった場合に、それを止めるためにも使えるように文言は書いてあるんですよ。それで、基本的には独立採算ということは打ち出していますけれども、何も受益者負担だけでやれというふうではない。ほかにいろいろ使えると言ったらちゃんと書いてあるものですから。この辺りを私たち市民はどうひもといたらいいのでしょうか。市民病院にこれだけやれるんだと、水道事業ももうちょっと繰り入れて水道料金を抑えてくださいよと言いたいです。いかがですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□財政課長（上畑浩司）

飛騨市は、水道事業と病院事業というふうに2つ企業会計がございます。それぞれ大きな違いは、例えば、病院事業に対する繰出金というのは、普通交付税と特別交付税で措置されている金額、これを出しているわけでございます。これはもちろんの繰出し基準に沿って出しているわけなんです。例えば、市民病院で申し上げますと、病床数、つまりベッド数です。ベッドにつ

き単価が幾らというようなそういう積算で特別交付税で措置されておりますし、また、救急告示病院ということで指定されているということでも3,000万円ほど交付税で入ってくるというような仕組みになっておりまして、病院に出している金額というのはあくまでも普通交付税、特別交付税で措置されている金額をトンネルで流しているだけとこういう解釈をしていただければいいかと思います。

いずれにしても水道事業も病院事業も飛騨市は繰出し基準という総務省からの通達に沿って適正に算定しておりまして、こちらだけ特別に出すとか、出さないとか、そういったことは一切ないものでございます。

○11番（籠山恵美子）

病院のほうの事情は分かりました。そうしますと、水道事業のほうについては、繰入れようとすると、それこそ真水という市の一般会計のお金を市独自に入れるということになるので、なかなか繰入れられないよということなんですね。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□財政課長（上畑浩司）

水道事業に対する繰出金というのは2つありまして、消火栓に要する経費ということが1つ目。2つ目は旧簡易水道事業の借金に対する交付税措置がされている金額、これを算定して出しているものでございます。したがって、市からの一般財源を加算して出したというようなことはしておりません。

○11番（籠山恵美子）

昨年11月9日の新聞ですけれども、中部圏の知事会が国に提言書を出したという記事が載ってまして、この内容は、とにかく戦後の復興期から高度成長期に水道、上下水道、道路、港湾、河川、こういうのが整備されたものが全国一律老朽化していると。急速に老朽化が進んでいると。ですから、そのことを指摘しながら国にきちんとインフラの老朽化に対する対策を予算を確保してくださいという緊急提言をされたという記事が載っていました。こういうことですよ、飛騨市だけではない、皆さんそうなんですけれども。ならば、まず、やはり手当して安定したライフライン。市民にとってみると安定した水道の供給が料金も含めてされるように、何とか一般会計からの繰入れとこうなるんですけど、していただきたいなと思いますので、地方公営企業法第17条の2に沿って、もうちょっと適正に繰入れをすれば水道料金のむやみな引き上げが防げるのではないかと思いますので、これからも粘り強くいろいろ研究していただいて、国のやり方も法律も変わってくるかもしれないなと思っています。市の尽力をこれからも求めたいと思います。

時間がなくなりましたので、最後に飛騨市の平和教育と平和宣言の取組について市長と教育長に伺います。平和教育は子供たちはもちろん市民全体で取り組む大事な生涯学習です。世界情勢を誰もが固唾をのんで注視している毎日だからこそ、平和教育を我がこととして根付かせることができるのではないのでしょうか。今はそういう時代だと思います。その実りが平和宣言に飛騨市が計画している平和宣言に結実するのだと考えます。

市長と教育長は、まず何から平和教育について取り組むのか。率直なお考えを市民の皆さんにお聞かせいただきたいと思います。今年度取り組む課題は、概要にも載っていますけれども、私

は戦争と歴史を学ぶだけが平和教育ではないと考えていますので、市長、教育長の平和論をぜひお聞かせいただきたいと思います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

平和教育と平和宣言に関するお尋ねでございます。前段の平和教育の取組内容と後段の私の思いと両方申し上げていきたいと思っております。教育長からまた後ほど答弁してもらいます。

まずは前段の平和教育への取組内容ということでございます。この令和4年度を振り返ってみますと、ロシアのウクライナ侵攻、それから北朝鮮が頻回なミサイル発射をする。それから新型コロナウイルス感染症があった。本当に世界、国内で起きる様々な出来事を経験した、ここ近年になかった年ではないかなというふうに思います。

それは、飛騨市も、こんな地方においても安心した生活が決して永続的に保障されているわけではなくて、非常に危ういんだということを認識したということではないかと思っておりますし、国際平和の上で自分たちの生活が成り立っているんだということを痛感した、こういう1年であったのではないかなというふうに位置づけております。

その中で、この国際平和というものに目を向ける良い契機になったというふうに、逆に前向きに捉えておまして、そうした目で見てみますと、私達の生活はもとより市が取り組んでいるインバウンドとか外国人材の確保とか、これも結局、国際平和があって成り立つものだということにも思い立ったということでもあります。こうしたこともありましたので、飛騨市として自分ごととして平和の問題に取り組んでいきたいと考えまして、令和5年度のテーマの1つに掲げたというところでございます。

しかし、この平和の問題というのは、基本的には市民一人一人の意識の問題でありますので、大きな予算を通して事業をやるというよりは、平和を大事にするという意識を持っていただくことが必要であるというふうに考えております。特に子供たちの平和への思いを育てていくということを重点にしたいと考えまして、この平和教育ということを考えてわけであります。

令和5年度はその取組といたしまして、まず、市内小中学生を対象に平和な町をテーマとした絵画コンテスト、これをやりたいと思っておりますし、長崎市が毎年、青少年ピースフォーラムというものを実施しておりますので、ここに市内の中学生を派遣するという事業を計画しております。ほかにも平和をテーマとした短歌コンクールの開催ですとか、平和に関する講演会、企画展、こうしたものを通じて平和に対する啓発活動を実施していきたいというふうに考えております。

さらに平和都市宣言に向けた取組といたしまして、市民の皆さんが自分たちで考えながら宣言の条文を考えていくというプロセスを大事にしたいと思っておりますし、ここは時間をかけて市民の平和への意識醸成につなげていきたいと考えているところでございます。

それから、次に私自身の平和論について一席ぶってくれとこういう話でございます。議員くしくもおっしゃいましたけれども、戦争と平和を学ぶだけが平和教育ではないということは私も全く同感です。戦争の対極に平和があるわけでありますが、そうすると戦争というのはどうい

きに起きるんだ、戦争はどういう心理の中で引き起こされるのかということを考えていくと、その中に平和の要素があるのではないかなというふうに思うわけです。戦争を突き詰めていきますと、私が考えるに、自己のありようを絶対視して多様性を認めない心、ここに原因があると思っております。自分のありようだけを絶対視して人の多様性を認めないという心にこそ原因があるというふうに考えています。

世界の様々な戦争も、例えば人種の違いですとか宗教の違いを認めないというところに端を発しているというふうに思っておりますし、また、自分とは異なる地域で異なる文化をもって暮らす人々を認めようとしません。同一であるべきだという考えが戦争を起こした例も枚挙にいとまがないわけであります。我が国が引き起こした戦争も元を辿ればそういったところに原因があったのではないかなというふうに思います。

また、この多様性を認めない心というのは、必ず人に対する思いやりを失わせます。誰もがどんな人も悩みとか問題とかを抱えながら自分と同じように一生懸命生きているんだ。そういう他者に対する共感、これがなくなったときというのは必ず暴力が起きる。このように思っております、これが戦争の根幹だというふうにも考えています。

現代の日本においても、飛騨市においても、この多様性を認めないという気持ちは実際にあるわけです。例えば新型コロナウイルス感染症の初期に自粛警察と呼ばれる行動が起きました。他県のナンバーがいることを問題視したり、それをあげつらっているいろいろな言っていることは記憶に新しいわけでありますけれども、脅迫的に同一性を求めるというマインドが、やっぱりこの裏にあったのではないかと。みんなが守っているんだから守らないといけないよ。何かの事情があるのではないかとか、そういうことを考えずにとにかくみんなと違うことは批判してしまう。こういうマインドというのは、結局、多様性を認めないということにつながっているのではないかなというふうに思います。これも平和を阻害する気持ちとつながるところがあると思っております。

それから、先の議会で籠山議員と議論させていただいた性的マイノリティを巡る問題。これも同じだと思っております、人それぞれの違いを認めようとしませんという気持ちは、困難な状況を生じさせているというふうに思います。これも戦争を引き起こすマインドと根は一緒だというふうに思います。

その意味で申し上げれば、戦争と歴史を学ぶだけが平和教育ではない。いじめや暴力・暴言などで人を傷つけないように他人を思いやる心であったり、障害者など弱い立場の方々を大事にする心を醸成するというのも、これも平和教育の一環だというふうに思っております、この点は私の市政の根幹でありますので、これからはしっかりと取り組んでいきたいと考えているところでございます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（澤史朗）

続いて答弁を求めます。

〔教育長 沖畑康子 登壇〕

□教育長（沖畑康子）

では、私のほうからお答えさせていただきます。市長が先ほど平和論として戦争が自己のありようを絶対視し、多様性を認めない心にこそ原因があるとおっしゃいました。

そして、先ほどの給食費の議論の中で、私はこんなことを考えておりました。籠山議員は合意形成ができるまで議論したいとおっしゃって、もう一度自分で考えていらっしゃったことを述べられ、そして市長との議論がありました。市長もこうした議論を重ねて、そしてつくっていくものとおっしゃっておりました。それを聞きながら、これこそが私は平和的で民主的な社会のありようであり、そして、自分もそうしたよりよい社会のづくり手であるという自覚、そして、それを実現できるスキルなど、そうした資質能力を身につけていくことが学校教育の重要な課題だというふうに考えております。

そこで、間接的な広い学びと直接的な深い学びからの教育を展開してまいります。まず、広い学びについてです。平和な社会とは、だれもが安心と希望を抱いて暮らせる社会ですが、こうしたより良い社会をつくる力を育む基盤とも言える学びです。多様性や自他を尊重する人権感覚、先ほどの議論のような対話や協働を通してみんなの納得解の形成を図る民主的な考え方やスキル、身の回りの問題点への気づきと行動する力など、これは大切な資質・能力です。全ての学校が教育の根幹として、全教育活動を通じて育成を図っているところでございます。飛騨市学園構想の目指すづくり手像「志を語り合い、しなやかに挑み続ける飛騨びと」はその姿であり、その取組は、重点施策でございます。

さらに、直接的に深く戦争や諸問題に関わる学びも目的を明確にして丁寧に指導しております。国語や社会、音楽、道徳の教科では、教材を通して戦争に関する基本的・基礎的な知識の習得と共に、人々の暮らしの情景や心情について考え自分ごとに近づけております。総合的な学習の時間では、テーマをもってさらに深く学びます。古川中学校・神岡中学校の2校は、長年修学旅行の訪問先に広島を設定しており、事前学習で知識を得て自分の課題をもって広島へ向かい、訪問先でのインタビュー等を通しさらに理解を深めます。悲しみの中から立ち上がり復興に尽力したり、平和の大切さを伝える活動を続けたりする方々のその努力や思いにも気づき、戦争の恐ろしさや悲しさ、怒りなどで占められ停止していた思考が動き始めます。その後、さらに仲間や教師と対話する中で考えが深まり、平和な社会をつくるために必要なことや自分たちにできることなど、問題の解決に向けて考えたり、平和につながる行動を始めたりと、自分ごととして捉えるようになります。12月に実施しております人権について全校で考える「ひびきあいの日」の取組もその成長は伺えます。

従って、現在、飛騨市の学校教育が大切にして実践している学びをさらに推し進めることが、全ての人々が安心と希望を抱いて暮らせる平和な社会をつくろうとする児童生徒を育てることになると考えているところでございます。

〔教育長 沖畑康子 着席〕

○11番（籠山恵美子）

飛騨市の平和を、教育を通してこれからも長くつくって、大きくしていただきたいと思っております。

私、最後に昨年末、学校の小中高の子供たちに県から配られたこういうチラシがあるんですけども、ミサイルが飛んできたときにどうやって身を守るというチラシなんですけれども、これがお母さん方から「うちの子がこんなものをもらってきて、「ミサイルがいつ来るの。」と心配している。」なんていう声もありましたし、これはこれで県としては危機管理ということをやったのでしょけれども、平和にとってみたら逆効果だなということもあるんだなと思ひまして、

岐阜県の方が新聞に投書されたものを時間の限り読んでみたいと思います。

「私が勤務する特別支援学校での出来事、管理職に「もうすぐ節分なので鬼になって登場してください。」と言うと、「最近はコンプライアンス的に鬼は駄目なんだよ、子供を驚かすことになる。虐待に当たる。」と言われた。同じ日に命を守る訓練、避難訓練があった。弾道ミサイル落下に対する訓練だった。1人の子供が「ビューンと来てドカン怖い。」というので、「先生も怖いよ。」と答えた。この訓練こそ驚かしではないか。ミサイルが飛んでくるような事態こそ暴力虐待ではないか。でも、何とも思わずみんな従ってしまう。何だかぞっとした。」とありました。終わります。

〔11番 籠山恵美子 着席〕

◎議長（澤史朗）

以上で、11番、籠山議員の一般質問を終わります。